

公募型プロポーザル方式 対象案件に関する質問・回答

工事名	令和8年度 県単道路橋梁総務工事
箇所名	県内一円
掲示日	令和8年4月1日
回答者	長野県建設部道路管理課

NO	質問事項	回答
1	①設置する機器は特記仕様書P2で示されていますが、撤去については特記仕様書で明示がされていません。機器撤去がある場合は設計変更対象として考えてよろしいでしょうか。当初契約に含む場合は数量の明示をお願いします。	機器撤去は工事想定額に含まれていません。各建設事務所の調整の結果により機器撤去の必要がある場合等、必要に応じて変更協議の対象とします。
2	②機器の設置場所について図面・特記仕様書に明示がされていないため、配線数量が分かりません。配線(及び既設配線撤去)は設計変更対象として考えてよろしいでしょうか。当初契約に含む場合は数量の明示をお願いします。	配線は特記仕様書P2に示すとおり、据付・設置費に一般的な設置に関する作業・固定器具が含まれていますので、設計変更の対象ではありません。また、一般的な設置に関する作業・固定器具は据付・設置費に含まれているため、数量は明示できません。
3	③特記仕様書P2にて、大型モニタ装置は支給品となっていますが、取付架台も支給品という事でよろしいでしょうか。また、据付に使用するアンカーボルトのサイズ、本数の明示がされていませんが、アンカーボルトの打設及び引張試験は設計変更対象として考えてよろしいでしょうか。当初契約に含む場合は数量の明示をお願いします。	取付架台およびアンカーボルトの打設及び引張試験は、特記仕様書P2に示すとおり、一般的な設置に関する作業・固定器具は据付・設置費に含まれています。また、一般的な設置に関する作業・固定器具は据付・設置費に含まれているため、数量は明示できません。
4	④監視盤・自動通報装置の設置時にアンカーボルト固定する場合はアンカーボルトの打設及び引張試験は設計変更対象として考えてよろしいでしょうか。当初契約に含む場合は数量の明示をお願いします。	アンカーボルトの打設及び引張試験は、特記仕様書P2に示すとおり、一般的な設置に関する作業・固定器具は据付・設置費に含まれています。また、一般的な設置に関する作業・固定器具は据付・設置費に含まれているため、数量は明示できません。
5	⑤道路情報板通信制御架の据付に使用するアンカーボルトのサイズ、本数の明示がされていませんが、アンカーボルトの打設及び引張試験は設計変更対象として考えてよろしいでしょうか。当初契約に含む場合は数量の明示をお願いします。	アンカーボルトの打設及び引張試験は、特記仕様書P2に示すとおり、一般的な設置に関する作業・固定器具は据付・設置費に含まれています。また、一般的な設置に関する作業・固定器具は据付・設置費に含まれているため、数量は明示できません。
6	⑥事務所設備について、特記仕様書P48では既設の収容卓等に設置するものとされていますが、収容卓等を受注者で用意する場合は設計変更対象として考えてよろしいでしょうか。	収容卓等は、特記仕様書P2に示すとおり、一般的な設置に関する作業・固定器具は据付・設置費に含まれています。また、一般的な設置に関する作業・固定器具は据付・設置費に含まれているため、数量は明示できません。